

04 海田町木造住宅耐震化促進事業

●建設課(役場2階) ☎823-9209 FAX.823-9203

補助制度が新しくなって **建替え・除却(解体)** も対象になりました!

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊により多くの尊い命が失われました。このとき倒壊した建物の多くは、昭和56年以前の旧耐震基準により建てられた木造住宅でした。海田町では、木造建物の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりをめざすため、町民の皆さんが行う耐震診断、耐震改修などの工事および耐震シェルター設置工事にかかる費用の一部を補助します。

次のすべてを満たす建物が補助対象です

- ・町内にある木造住宅で、地階を除く階数が2以下
- ・居住の実態がある一戸建て住宅、または店舗併用住宅(居住部分の面積が延べ面積の1/2以上であるものに限る)※賃貸住宅は除きます。
- ・昭和56年5月31日以前に建築に着手した在来軸組工法または伝統工法(主要な柱の径が14cm以上)の建物

申し込み

5月9日(月)から9月30日(金)までの期間(申し込み先着順)に建設課で配布する申請書に添付書類を添えて、建設課へ提出してください。

※予算に限りがありますので、申し込み多数の場合は早期に終了することがあります。

注意事項

- ・耐震診断または耐震改修工事などは海田町から補助金の交付決定を受けた後に実施してください。
- ・令和5年2月28日(火)までに完了し、海田町に実績報告書を提出してください。



くわしくは海田町ホームページを確認してください。

●耐震診断

町の登録を受けた木造住宅耐震診断資格者に依頼して行うものです。

木造住宅耐震診断資格者について

4月1日現在、17人の建築士が登録しています。建設課または海田町ホームページで確認できます。

●耐震改修など・耐震シェルター

次の工事について受け付けます。

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の住宅で①～⑤に当てはまるもの

ただし、②～④は簡易耐震診断による評点が7以下でも可能

- ① 耐震改修 建物全体の構造評点を1.0以上とする工事
- ② 現地建替え 既存住宅を除却し、同一敷地に住宅を新築する工事
- ③ 非現地建替え 既存住宅を除却し、別の敷地に住宅を新築する工事
- ④ 除却(解体) 既存住宅を除却(解体)する工事
- ⑤ 耐震シェルター 建物の1階部分に所定の耐震シェルターを設置する工事

補助限度額

※海田町立地適正化計画において定められた利便性や安全性などが確保される区域。

工事種別	区域要件	補助率	補助金上限額
耐震診断	なし	50%	6万円
耐震改修工事	居住誘導区域内※	80%	100万円
	居住誘導区域外	80%	60万円
現地建替え工事	居住誘導区域内※	80%	100万円
非現地建替え工事	移転後が居住誘導区域内※	23%	83.8万円
除却(解体)工事	町内耐震性ありに住替え	23%	83.8万円
耐震シェルターの設置	なし	23%	20万円